

長崎県行財政改革プラン

平成18年2月27日



目 次

第 1 さらなる行財政改革の必要性

1	これまでの行財政改革の取り組み	1
2	県政を取り巻く環境の変化	1
	（1）財政状況	1
	（2）地方分権の進展	6
	（3）民間活力の活用	6
	（4）ながさき夢・元気づくりプランの着実な実現	7
3	さらなる行財政改革の必要性	7

第 2 行財政改革の基本的な方向

1	基本理念	8
2	基本方針	8
	（1）民間との協働による県政の推進	8
	（2）市町や他県との新たな関係の構築	8
	（3）時代の変化に的確に対応できる行政体制の整備	8
	（4）行政コストの効率化と健全性を維持した財政運営	8
3	行財政改革プランの取組期間	9
4	行財政改革プランの進行管理	9

第 3 行財政改革の具体的な内容

○	取り組みの体系図	1 0
---	----------	-----

I 民間との協働による県政の推進 1 1

1	県民サービスの向上	1 1
	（1）開かれた県政の推進とわかりやすい県政情報の発信	1 1
	（2）県民意向の把握と施策への反映	1 2
	（3）ITを活用した県民サービスの向上	1 3
2	民間との協働・連携の推進	1 5
	（1）NPO等との協働・連携	1 5
	（2）県業務の外部化	1 6
	（3）指定管理者制度	1 7
3	県出資団体等の見直し	1 8
	（1）県出資団体等の見直し	1 8

II 市町や他県との新たな関係の構築 2 0

1	市町との役割分担の明確化	2 0
	（1）市町との役割分担の明確化	2 1
2	市町との連携	2 3
	（1）市町との連携	2 3
3	広域自治体のあり方の検討	2 4
	（1）広域自治体のあり方の検討	2 4

Ⅲ	<u>時代の変化に的確に対応できる行政体制の整備</u>	2	5
1	組織体制の整備	2	5
	(1) 本庁組織の見直し	2	6
	(2) 地方機関等の見直し	2	8
	(3) 共通事務の集約化	3	0
	(4) 県有施設の見直し	3	0
2	職員の意識改革・人材育成	3	2
	(1) 職員の意識改革・人材育成	3	2
Ⅳ	<u>行政コストの効率化と健全性を維持した財政運営</u>	3	4
1	健全な財政運営への取り組み	3	4
	(1) 財政運営の方針	3	4
2	効率的な行政運営の実施	3	8
	(1) 内部管理の適正化	3	8
	(2) 事務事業の見直し	4	1
	(3) 自主財源の確保	4	3
	(4) 公営企業の見直し	4	5

第1 さらなる行財政改革の必要性

1 これまでの行財政改革の取り組み

本県では、時代の変化や多様化する行政需要に効果的に対応するために、これまでも行政改革大綱を策定し、組織体制の見直しなどに取り組んできました。

特に、平成13年度からは「長崎県行政システム改革大綱」に基づいて、『県民満足度の向上を第一の目的として、一層の成果重視と限られた予算や人員の効率的な活用、さらには民間や国・市町村との適切な役割分担と連携による県政運営の実現』を目指して行政改革に取り組んできました。

○本県の行政改革大綱の策定状況

策定年月	名称	取組期間
昭和60年10月	長崎県行財政改革大綱	昭和60～63年度 (4年間)
平成7年11月	長崎県新行政システム推進基本計画	平成8～12年度 (5年間)
平成13年2月	長崎県行政システム改革大綱	平成13～17年度 (5年間)

2 県政を取り巻く環境の変化

(1) 財政状況

①本県財政をめぐる背景

現在、全国的に景気は緩やかな回復を続けていますが、平成18年度予算における国の公債依存度は前年度よりは回復しているものの、37.6%と依然として高い水準にあり、国と地方の長期債務残高は年々増加し、平成18年度末で775兆円程度になると見込まれています。

こうした中、政府は、「小さくて効率的な政府」を実現するために、歳出改革路線に基づいて、国庫補助負担金や国と地方の税源配分、地方交付税のあり方を一体として見直す「三位一体の改革」を推進してきています。

政府は、歳出改革路線を堅持・強化する方針であり、今後も地方交付税や国庫補助負担金の見直しは避けられないものと考えられます。

○国及び地方の長期債務残高

(単位：兆円)

	7年度末 (実績)	12年度末 (実績)	16年度末 (実績)	17年度末 (補正後)	18年度末 (予算)
国	297	491	564	600	605
地方	125	181	201	204	204
合計 (重複分除く)	410	646	733	770	775

※平成17年12月財務省主計局資料

② 本県財政の構造

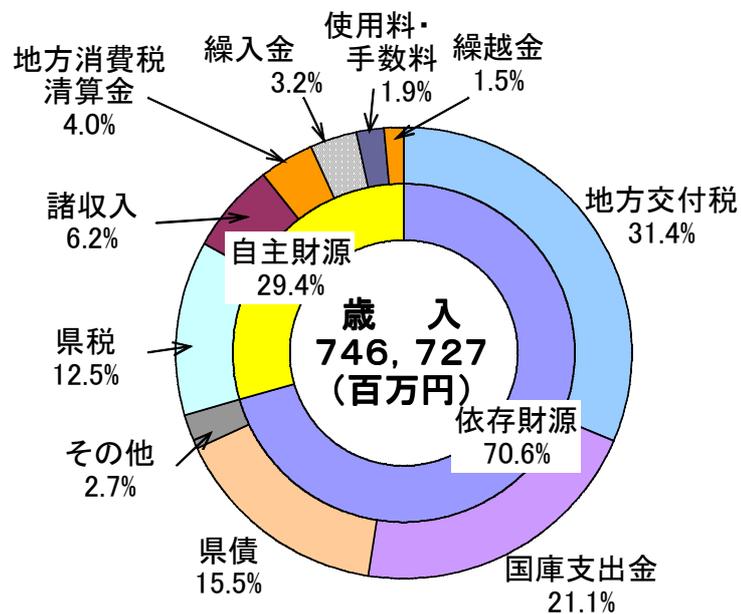
○ 歳入の構造

本県の財政は、県税などの自ら確保する収入（自主財源）の割合が歳入全体の30%程度（県税は全体の12.5%）にとどまり、歳入の多くを地方交付税や国庫補助負担金などの国から交付される収入（依存財源）に依存しています。

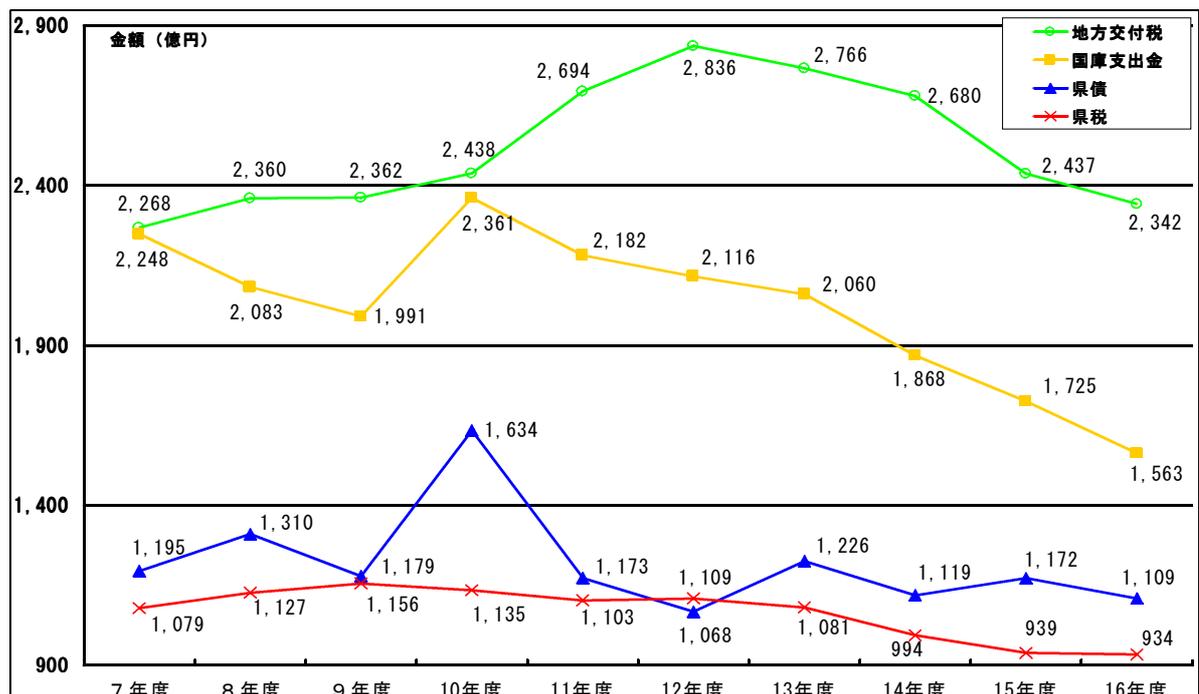
このため、国が進めている国庫補助負担金の削減や地方交付税の見直しの影響を強く受け、不安定な状況が続いています。

特に、平成16年度には、地方交付税が大幅に削減されたことから、財源調整のため過去最大の基金取り崩しを余儀なくされました。

○ 自主財源と依存財源の内訳と構成比（平成16年度決算）



○ 主な歳入予算の推移（最終予算）

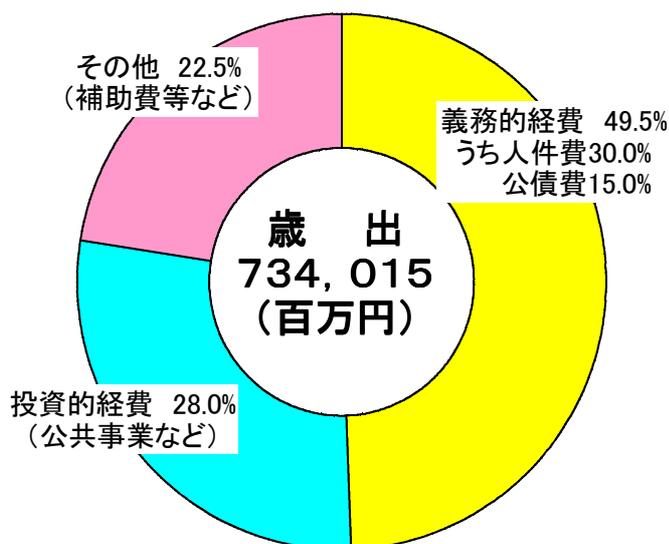


○歳出の構造、県債の残高

人件費、扶助費、公債費は、経費の支出が義務づけられ、任意に減額できないことから、3つの経費をまとめて義務的経費と言われています。本県ではこの義務的経費が歳出全体の約50%を占めています。

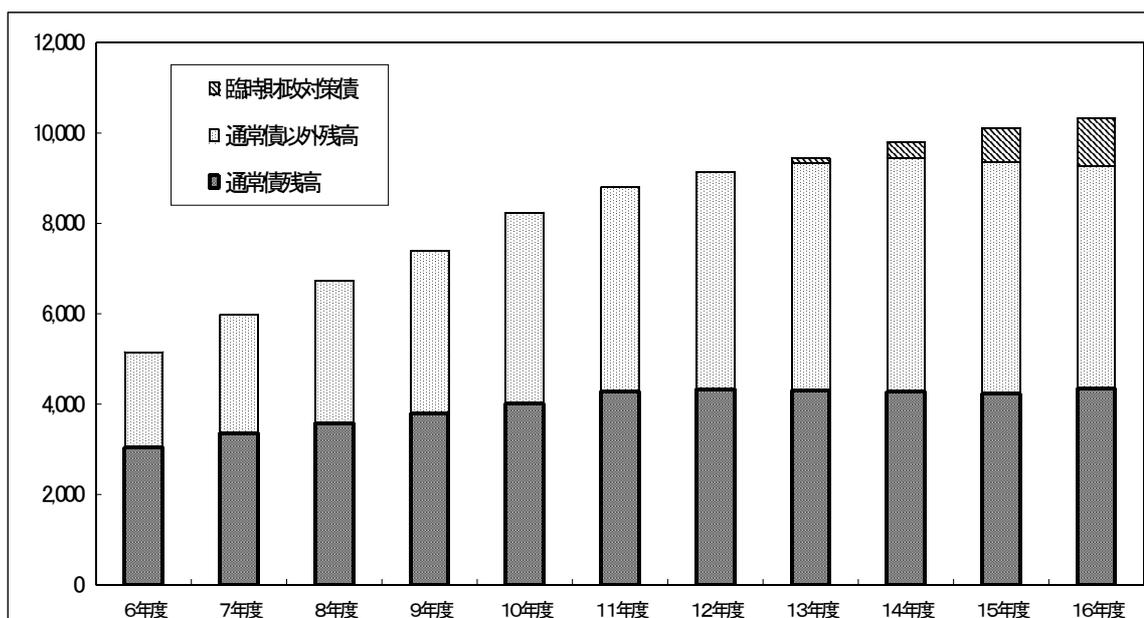
また、県の借金である県債残高は、平成15年度末で1兆円を超え、10年間で約2倍となっています。この増加の主な要因は、バブル経済崩壊後の累次の経済対策への対応に加え、国税の減少などに伴う地方交付税の原資不足に対する地方財政上の措置として、臨時財政対策債などの特例的な県債の発行を余儀なくされたことにあります。

○義務的経費の状況（平成16年度決算）



○県債残高の推移

(単位：億円)



※通常債：建設事業の財源として一般的に発行が認められている県債で、下記以外のもの。
通常債以外及び臨時財政対策債：経済対策や地方交付税の原資不足による地方財政上の措置として発行を認められた特例的な県債

③ 収支改善の取り組み

平成16年9月に策定した本県の中期財政見通し（※1）（平成17～21年度）では、このままの状態では推移すると、平成21年度には財政再建団体（※2）に陥る可能性もあるという、極めて厳しい見通しとなりました。

このような事態を回避するため、現在の行政改革の取り組みに加えて、今後5年間（平成17～21年度）を見据えた収支改善の具体的な対策と目標をたて、さらに踏み込んだ見直しを行うこととし、平成16年12月に「中期財政見通しを踏まえた今後の収支改善対策について」を策定し、469億円の収支改善対策に取り組んでいるところです。

○ 収支改善目標額の年度別の見通し

（単位：億円）

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
歳入の確保	(1) 県税収入の確保	2	2	3	4	5	16
	(2) 未利用地の売却・有効活用	1	1	1	1	1	5
	(3) 財産貸付料・使用料等の見直し	1	3	3	3	3	13
	(4) 貸付金の回収	6		5	1	1	13
	(5) 宝くじ収益金の確保	1	1	1	2	2	7
	(6) その他	37	3	5	5	5	55
	(7) 財政健全化債の発行	50	49	48	▲ 3	▲ 6	138
合計（A）		98	59	66	13	11	247
歳出削減	(1) 人件費の抑制	1	2	4	6	9	22
	(2) 内部管理事務経費等の見直し	3	8	8	8	8	35
	(3) 各種団体等に対する支援の見直し	1	2	2	3	3	11
	(4) 公債費等	105	75	▲ 22	▲ 22	▲ 21	115
	(5) その他	2	5	6	7	8	28
	(6) 別途方針に基づく県立施設のあり方の見直し	1	2	2	3	3	11
合計（B）		113	94	0	5	10	222
収支改善額計（イ）= A+B		211	153	66	18	21	469

※1 中期財政見通し

その年度の当初予算を基礎に、一定の仮定に基づいて、その後5年間の財政状況の見通しを試算したもの

※2 財政再建団体

地方財政再建促進特別措置法で、前年度の赤字額が標準財政規模の5%（本県においては平成16年度で約164億円）を超えると、財政再建計画を策定し、総務大臣の承認を受けて財政再建に取り組まなければ地方債が発行できなくなります。

このことにより、国の指導監督下で県政を運営することになり、県独自の施策などは極めて厳しい制約を受けることとなります。

④ 中期財政見通し（平成18～22年度）

前項の収支改善対策を盛り込み、平成17年9月に策定した中期財政見通しでは、当面の5年間は基金が枯渇するといった状況は回避できる見込みとなりました。

しかしながら、基金の残高は年々減少していく見込みであり、引き続き厳しい財政状況にあることには変わりはなく、収支改善対策の着実な実施に加え、より一層の行政コストの縮減に努めるとともに、税源の涵養に向けた県内経済の活性化や県民生活の向上の観点から、効率的・効果的な事業への一層の重点化を進めていく必要があります。

長崎県中期財政見通し〔平成18～22年度〕

(単位：億円、%)

区 分	16年度	17年度	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度			
	(当初予算)	(当初予算)	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比				
歳入	1 県 税	887	903	1.8	946	4.8	943	△ 0.3	942	△ 0.1	943	0.1	944	0.1
	2 地 方 交 付 税	2,319	2,357	1.7	2,290	△ 2.8	2,305	0.7	2,311	0.3	2,294	△ 0.7	2,284	△ 0.4
	臨時財政対策債を含む	2,642	2,588	△ 2.1	2,521	△ 2.6	2,536	0.6	2,542	0.2	2,524	△ 0.7	2,514	△ 0.4
	3 国 庫 支 出 金	1,605	1,399	△ 12.8	1,375	△ 1.7	1,375	0.0	1,355	△ 1.5	1,374	1.4	1,374	0.0
	4 県 債	1,048	1,011	△ 3.5	983	△ 2.8	891	△ 9.4	858	△ 3.7	890	3.7	879	△ 1.2
	臨時財政対策債を除く	724	781	7.8	752	△ 3.7	660	△ 12.2	627	△ 5.0	660	5.3	649	△ 1.7
5 そ の 他 収 入	1,314	1,283	△ 2.5	1,249	△ 2.7	1,222	△ 2.2	1,215	△ 0.6	1,194	△ 1.7	1,208	1.2	
計 (A)	7,173	6,953	△ 3.1	6,843	△ 1.6	6,736	△ 1.6	6,681	△ 0.8	6,695	0.2	6,689	△ 0.1	
歳出	1 義 務 的 経 費	3,700	3,547	△ 4.1	3,493	△ 1.5	3,540	1.3	3,525	△ 0.4	3,522	△ 0.1	3,551	0.8
	人 件 費	2,201	2,144	△ 2.6	2,170	1.2	2,198	1.3	2,165	△ 1.5	2,170	0.2	2,156	△ 0.6
	退 職 手 当	161	132	△ 18.0	154	16.7	188	22.1	168	△ 10.6	181	7.7	176	△ 2.8
	退職手当除く	2,040	2,012	△ 1.4	2,016	0.2	2,010	△ 0.3	1,997	△ 0.6	1,989	△ 0.4	1,980	△ 0.5
	扶 助 費	408	366	△ 10.2	338	△ 7.7	342	1.2	346	1.2	350	1.2	355	1.4
	公 債 費	1,091	1,037	△ 4.9	985	△ 5.0	1,000	1.5	1,014	1.4	1,002	△ 1.2	1,040	3.8
	2 投 資 的 経 費	2,048	1,784	△ 12.9	1,788	0.2	1,746	△ 2.3	1,750	0.2	1,787	2.1	1,770	△ 1.0
	普通建設補助	1,314	1,147	△ 12.7	1,146	△ 0.1	1,132	△ 1.2	1,125	△ 0.6	1,137	1.1	1,125	△ 1.1
	普通建設単独	610	513	△ 15.9	515	0.4	491	△ 4.7	501	2.0	526	5.0	519	△ 1.3
	3 そ の 他 経 費	1,787	1,764	△ 1.3	1,755	△ 0.5	1,743	△ 0.7	1,712	△ 1.8	1,730	1.1	1,725	△ 0.3
計 (B)	7,535	7,095	△ 5.8	7,036	△ 0.8	7,029	△ 0.1	6,987	△ 0.6	7,039	0.7	7,046	0.1	
差し引き(C) 〔A-B〕	△ 362	△ 142		△ 193		△ 293		△ 306		△ 344		△ 357		
財源確保・歳出節減 (D)	287	195		195		195		195		195		195		
要調整額〔C+D〕	△ 75	53		2		△ 98		△ 111		△ 149		△ 162		
財源調整3基金 年度末残高	506	559		561		463		352		203		41		
年度末県債残高	10,328	10,640	3.0	10,880	2.3	11,017	1.3	11,112	0.9	11,251	1.3	11,347	0.9	
公共事業費 (ダム事業除く一般会計)	1,120	1,033	△ 7.8	1,033	0.0	1,033	0.0	1,033	0.0	1,033	0.0	1,033	0.0	

(2) 地方分権の進展

① 市町村合併

少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政の著しい悪化など地方行政を取り巻く情勢が大きく変化している中において、国からの補助金や地方交付税に大きく頼った財政構造の地域は、今後一層厳しい財政運営を迫られることとなり、特に小規模の町村はいずれ立ち行かなくなります。

そのため本県では、市町村の行財政基盤の強化を図るために、市町村合併を積極的に推進してきました。

県内の市町村数は、合併前の79から、平成18年3月には23と、3分の1以下に減少する見込みで、県内市町村の枠組みが大きく変化しています。

② 他県との連携

九州観光推進機構の設置や産業廃棄物税の一斉導入等、各県共通の課題について、共通の政策を作り上げ、連携して実行するなど、九州各県と広域的な連携を進めており、また、九州地方知事会に「道州制等都道府県のあり方を考える研究会」を設置し、道州制などの広域自治体のあり方について調査・研究を行っています。

(3) 民間活力の活用

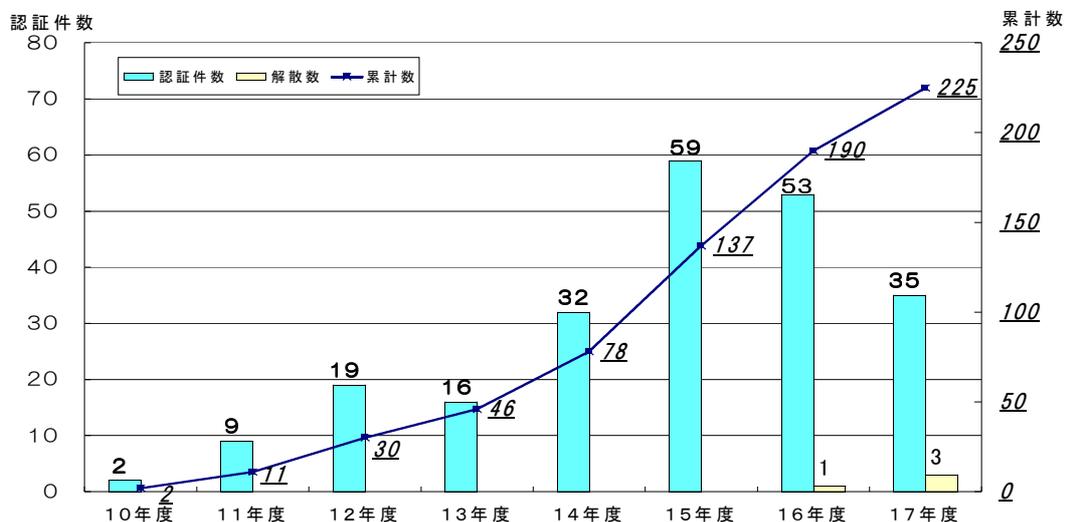
社会経済情勢や価値観の変化に伴い、県民ニーズも複雑・多様化する中で、県だけでそのニーズに対応した公共サービスを提供するには限界があります。

ここ数年、国、地方を通じて「民間でできることは民間に委ねる」という流れの中で、行政事務の外部委託などが積極的に進められており、また、NPOなどの民間団体の活動は急速に普及し、県内のNPO法人数は200団体を超え、多種多様な活動が行われています。

これからの公共サービスは行政と県民、NPOや企業をはじめとする各種民間団体などの多様な主体との協働により担っていくことが重要になると考えられます。

○ 県内のNPO法人の認証件数等（平成17年11月末現在）

年度別認証件数(解散法人含む)



(4) ながさき夢・元気づくりプランの着実な実現

本県では、平成12年に今後10年間の県政運営の指針として「長崎県長期総合計画」を策定しましたが、その後の社会経済情勢の変化などを踏まえて、これを補完するために、これから5年間、特に力を入れて取り組む政策を示した「ながさき夢・元気づくりプラン」（長崎県長期総合計画後期5か年計画）を平成17年8月に策定しました。

このプランは、「時代の潮流を踏まえながら、県民一人ひとりが将来に夢を持てる元気な長崎県づくり」に向けて、県政の目指すべき基本的な方向を示しており、本県の厳しい財政状況において、このプランに掲げる重点プロジェクトを実現するためには、県政全般にわたって再点検を行い、より一層の効率的・効果的な行財政運営を行うことが必要となります。

3 さらなる行財政改革の必要性

このほか、電子自治体の構築、団塊の世代である職員の大量退職、約50年ぶりとなる給与構造の抜本的な見直し、公の施設における指定管理者制度の導入など、県政を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、平成15年に行った県政世論調査においては、県の行財政改革について、「事業全般についての見直し」、「職員数や配置の見直し」、「職員給与の見直し」といったことが重要だという意見をいただいたほか、県が行政を進める姿勢としては、「職員の意識改革」、「県民の意見の県政への反映」を望むという意見をいただいています。

以上のような、県政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、県民からの期待に応え、そして、「ながさき夢・元気づくりプラン」の着実な実現のために、引き続き行財政改革を積極的に推進していく必要があります。

第2 行財政改革の基本的な方向

1 基本理念

協働による県民本位の県政と持続可能な行財政構造の確立

行財政改革の実施にあたっては、限られた財源や職員の中で、県民ニーズに的確に対応した効率的で質の高い行政サービスを提供するために、県民、NPO・企業などの民間団体、他自治体との協働を推進するとともに、将来にわたって安定的な行財政運営を実施できる体制を構築することで、「ながさき夢・元気づくりプラン」の着実な実現を図ることを基本的な考え方として取り組みます。

2 基本方針

行財政改革の基本理念を具現化するために、次の4つの基本方針に基づき県政全般にわたって見直しを行います。

(1) 民間との協働による県政の推進

県民ニーズが多様化する中で、質の高い行政サービスを提供するために、県が果たすべき役割や機能を見直し、県民、NPO・ボランティア団体、民間企業などとの協働を推進します。

また、協働の前提となる情報公開及び県政への県民参加についてもより一層、積極的に推進します。

(2) 市町や他県との新たな関係の構築

市町村合併が進展し、県内の市町村の枠組みも大きく変化していることから、「住民に身近な行政はできる限り住民に身近な自治体で行う」ことを基本として、県が果たすべき役割や機能を見直します。

また、九州各県との県域を越えた連携や道州制などの広域自治体のあり方を検討します。

(3) 時代の変化に的確に対応できる行政体制の整備

厳しい財政状況、市町村合併の進展、官民の役割分担の見直しといった環境の変化や多様化する行政課題に対応するために、スリム化を前提に、組織体制の見直しとそれを支える職員の意識改革及び人材育成に取り組みます。

(4) 行政コストの効率化と健全性を維持した財政運営

将来にわたって安定した行財政運営を確保するために、内部管理経費の適正化、事務事業の見直し、自主財源の確保などに取り組みます。

3 行財政改革プランの取組期間

この行財政改革プランの取組期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間としますが、各項目については、可能な限り早期に取り組むこととします。

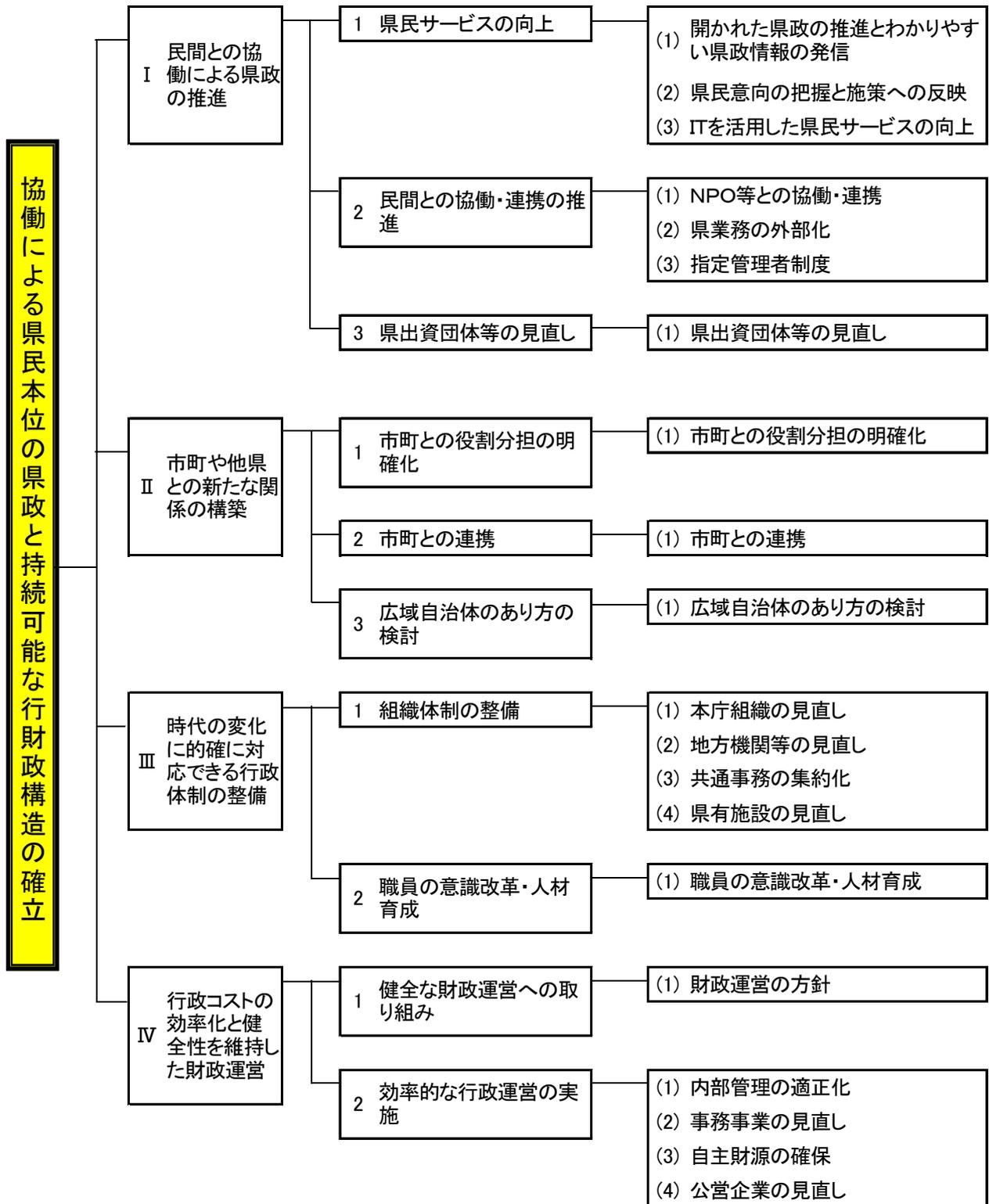
4 行財政改革プランの進行管理

この行財政改革プランの進捗状況については、毎年度の状況を県のホームページ等により公表し、県民の理解と協力を得ながらその実現に向けて取り組んでいきます。

なお、公表にあたっては、県の財政状況と関連づけるなど、県民にわかりやすく公表していきます。

第3 行財政改革の具体的な内容

行財政改革プランは次のような体系により構成されています。

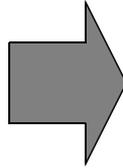


I 民間との協働による県政の推進

【現状の課題】

社会経済情勢や価値観の変化により県民ニーズは多様化し、県だけで対応するには、質的にも量的にも困難な状況にあります。

また、県民ニーズは、県だけに対応できるものから、NPO等や民間企業において対応できるものまで様々であり、「民間にできることは民間に委ねる」という流れの中で、県が果たすべき役割について見直していく必要があります。



【目標となる姿】

公共サービスの提供は、行政だけが主体となるのではなく、行政や県民、民間団体（NPOや企業など）といった多様な主体によって提供される、地域での協働という形により実施

協働が進められることで、県が担うべき役割や機能が重点化

1 県民サービスの向上

【基本的な考え方】

県民や民間団体（NPOや企業など）と協働して、より豊かな地域社会を創り上げていくには、まずはお互いがよく理解し合うことが必要であり、これまでに以上に、県政情報の効果的な発信と県民の意見の的確な把握という双方向による開かれた県政の推進に積極的に取り組みます。

また、県政運営については、県民ニーズが多様化する中で、そのニーズを的確に把握し、これを県政に反映させることで、県民満足度の高い行政を目指して取り組みます。

さらに、各家庭におけるパソコンの普及を背景とするインターネットを活用した各種サービスの提供については、県民の利便性の向上と業務の効率化の観点から、引き続き推進していきます。

【個別事項】

(1) 開かれた県政の推進とわかりやすい県政情報の発信

- 県民への情報提供は、わかりやすく、県民の目線に立って行うとともに、一方的な提供にならないように、県民との対話の姿勢を強化していきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>① わかりやすい情報の発信</p> <p>情報の発信は、県民の目線に立って、県民が容易に理解できるようなわかりやすい表現や構成について、引き続き工夫していきます。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>政策調整局 (全庁)</p>
<p>② ホームページの充実</p> <p>ホームページは、情報提供や県民意見の把握などの重要なツール(道具)であり、県民に見てもらえるような工夫や使いやすさを高めるなど、内容の充実に取り組みます。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>政策調整局 (全庁)</p>
<p>③ 県民とのコミュニケーションの強化</p> <p>情報発信と県民の意見の把握といった双方向での取り組みを推進し、県民とのコミュニケーションを強化します。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>政策調整局 (全庁)</p>
<p>④ 情報公開制度の普及啓発</p> <p>引き続き、情報公開制度の普及に取り組み、開かれた県政の推進と透明性の確保を図ります。</p> <p>○ 公文書の開示請求申出件数 平成14年度 325件、平成15年度 282件、平成16年度 263件</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>総務部</p>

(2) 県民意向の把握と施策への反映

- 県民ニーズが多様化する中で、これまで以上に、そのニーズを的確に把握し、県政運営に反映させるために、広聴活動の改善や新たな工夫に取り組み、県民の県政への参加を推進します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>① パブリックコメント制度の周知と募集方法などの工夫</p> <p>パブリックコメント制度の周知に加え、意見の募集方法や意見を募集する時期などについて、県民が意見を出しやすくなるように工夫します。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>政策調整局 (全庁)</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>② 県民からの意見に対する十分な対応</p> <p>県民からの意見・提案については、十分かつわかりやすい回答を行います。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>政策調整局 (全庁)</p>
<p>③ 県政世論調査の継続的な実施と分析</p> <p>県民の意向とその変化を把握するために、県政世論調査の継続的な実施と、県政に活かすためのより詳細な分析を行います。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>政策調整局 (全庁)</p>
<p>④ 県民参加の促進</p> <p>事業の実施においてより県民の意向を反映させるために、地域とのコミュニケーションを図りながら、可能なものについては、企画や計画段階から県民が参加する取り組みを促進します。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>全庁</p>

(3) ITを活用した県民サービスの向上

- 行政サービスを効率的、効果的に行い、県民の利便性の向上を図るために、引き続き、行政手続きなどの電子化を進めていきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>① 長崎県情報化計画の推進</p> <p>「長崎県情報化計画」について、県民の視点から必要な見直しを行い、様々な分野における情報化を推進します。</p> <p>○ 「e 県ながさき戦略～長崎県情報化推進計画～」 (平成 13 年 10 月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間：平成 13 年度～平成 16 年度 <p>「e 県ながさき戦略～長崎県情報化推進計画～」(第 1 次改訂) (平成 16 年 11 月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間：平成 17 年度～平成 19 年度 <p>■ 実施年度：計画に基づき、可能なものから実施 19 年度に現在の計画(第 1 次改訂)の見直し</p>	<p>総務部</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>② 行政手続きの電子化の拡大</p> <p>個人情報の保護やセキュリティ対策に十分配慮しながら、引き続き、電子申請ができる行政手続きの拡大や利用度の向上を図っていきます。</p> <p>○これまでの主な取り組み 電子申請システム：平成17年4月から運用開始（50様式） 公共施設予約システム：平成16年3月から運用開始 など</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	<p>総務部 （全庁）</p>
<p>③ 電子入札等の推進</p> <p>入札参加者の利便性や入札の公正性の向上のために、電子入札を推進し、対象範囲の拡大を図っていきます。</p> <p>また、物品などの電子調達についても、対象の拡大や運用の向上を図っていきます。</p> <p>○これまでの取り組み 公共工事の電子入札：16年度から一部試行開始 17年度より一部公共事業に導入 物品の電子調達：平成16年度でシステム開発を終了し、運用中</p> <p>■実施年度：期間中に試行の状況等を検証しながら対象を拡大</p>	<p>水産部 農林部 土木部 出納局</p>
<p>④ 公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の導入検討</p> <p>入札情報サービスのシステム化や設計等業務成果物・工事完成図書を電子データで提出する「電子納品」等を可能にするなど、入札参加者の利便性や業務の効率化を図るCALS/ECの導入を検討します。</p> <p>■実施年度：期間中に導入を検討</p>	<p>水産部 農林部 土木部</p>
<p>⑤ 警察署における運転免許証の即日交付の検討</p> <p>警察署における運転免許証の即日交付について、施設面や人的体制面、費用対効果などを考慮しながら検討します。</p> <p>○現在、即日交付できる機関 運転免許試験場（大村市） 五島、壱岐、対馬南（対馬北も対象）の3警察署</p> <p>■実施年度：期間中に検討</p>	<p>警察本部</p>

2 民間との協働・連携の推進

【基本的な考え方】

県民ニーズが多様化し、行政だけで対応するには限界があることから、これからの公共サービスは、県、県民、NPO、民間企業などの多様な主体が協働して提供できるよう、これまでの取り組みを踏まえた新たな協働システムづくりに取り組みます。

特に、「民間でできることは民間に委ねる」という方針のもと、これまでの外部化の実績を踏まえつつ、事務事業全般にわたって再点検を行い、委託などによる民間活力の活用を推進していきます。

民間活力の活用にあたっては、公の施設の指定管理者制度の導入をはじめ、PFI制度、市場化テスト制度といった制度の導入も含めて検討します。

【個別事項】

(1) NPO等との協働・連携

- NPO等との協働指針の策定や県民ボランティア活動支援センターの設置など、これまでに基本的な枠組みづくりに取り組んできていることから、今後は、NPO等との協働が幅広い分野で進むような仕組みを構築していきます。
- また、引き続きNPO等の育成に取り組むとともに、市町とNPO等との協働が進むよう市町の実情に応じた必要な支援にも取り組みます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>① NPO等との協働の推進</p> <p>引き続き、NPO等の育成を図っていくとともに、協働事業分野の拡大や、NPO等からの提案による事業の実施などにより協働を積極的に進めていきます。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	<p>県民生活環境部 (全庁)</p>
<p>② 協働を推進する仕組みの構築</p> <p>NPO等との協働のさらなる促進のため、県事業の情報公開や事業の企画段階からの参画などの仕組みを構築します。</p> <p>また、NPO等と協働を行う際の選考等を含めた基準の作成や、協働事業を継続、改善していくために、協働事業を評価する具体的な仕組みについても検討します。</p> <p>■実施年度：18年度</p>	<p>県民生活環境部</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>③ N P O 等と市町の協働の支援</p> <p>N P O 等と市町の協働が進むように、協働事業に関する情報提供や連絡会議の開催など必要な支援を行います。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>県民生活環境部</p>

(2) 県業務の外部化

- 「民間でできることは民間に委ねる」という方針のもとに、民間活力を活用した方がより効果的・効率的な業務は積極的に外部化を推進し、県が実施しなければならない業務に予算や職員を重点化していきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>① 外部化の推進</p> <p>これまでの外部化の成果と問題点を検証したうえで、次のような事務事業を含めて、県業務を点検しながら、さらなる外部化を推進するための計画を策定し、外部化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現業業務 ・ 試験研究機関の検査業務 ・ 各種センターなどの施設の運営業務 ・ 集約化後の総務事務 <p style="text-align: right;">など</p> <p>■ 実施年度：18年度 県業務の外部化計画（仮称）の策定 可能なものから外部化の推進</p>	<p>総務部 （全庁）</p>
<p>② 市場化テスト制度の導入検討</p> <p>国や他県の状況を見ながら、市場化テスト制度の導入を検討します。</p> <p>■ 実施年度：期間中に検討</p>	<p>総務部</p>

(3) 指定管理者制度

- 公の施設に導入された指定管理者制度については、積極的に制度の導入を行い、民間の持つノウハウを活用することで、県民サービスのより一層の向上と経費節減を図るとともに、今後も制度導入の実績の検証などを行いながら、より効率的・効果的な運用を行っていきます。
- また、現在、県が直営で管理している施設についても、引き続き、制度導入について検討を行っていきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局									
<p>① 指定管理者制度の積極的な活用</p> <p>18年4月には、39施設について指定管理者制度を導入します。直営施設については、制度導入済み施設の実績の検証なども踏まえながら、今後も引き続き、制度導入を検討します。</p> <p>○ 指定管理者制度の導入状況等</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">既に導入済みの施設</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">5施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成18年4月導入施設</td> <td style="text-align: center;">39施設</td> <td style="text-align: right;">計 44施設</td> </tr> <tr> <td>直営施設</td> <td style="text-align: center;">20施設</td> <td></td> </tr> </table> <p>■ 実施年度：18年度 39施設制度導入 制度未導入施設については、期間中に導入を検討</p>	既に導入済みの施設	5施設		平成18年4月導入施設	39施設	計 44施設	直営施設	20施設		<p>総務部 (全庁)</p>
既に導入済みの施設	5施設									
平成18年4月導入施設	39施設	計 44施設								
直営施設	20施設									
<p>② 制度導入の検証と改善の実施</p> <p>制度導入後の管理実績や経費などを検証・評価する仕組みを導入し、管理方法や審査基準等を含めて必要な見直しを行います。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>政策調整局 総務部 (全庁)</p>									
<p>③ 参入しやすい環境の整備</p> <p>県内のNPOや民間企業の育成のためにも、制度説明会などを実施し、制度の周知やNPO等の参入しやすい環境を整備します。</p> <p>■ 実施年度：随時実施</p>	<p>総務部 (全庁)</p>									

3 県出資団体等の見直し

【基本的な考え方】

県出資団体等は、複雑・多様化する行政ニーズに対応するために、県行政の補完的な役割を果たし、一定の成果をあげてきました。

これまでも、社会経済情勢の変化に伴い、各団体の役割やあり方について見直してきましたが、指定管理者制度の導入などの新たな情勢の変化もあり、さらなる見直しに取り組んでいきます。

【個別事項】

(1) 県出資団体等の見直し

- 県の出資団体については、民間の有識者等から「県出資団体のあり方に関する提言」をいただき、それを踏まえて平成15年3月に「長崎県出資団体見直し方針」を策定し、各団体とともに見直しに取り組んでいます。
- しかしながら、公益法人改革や指定管理者制度の導入などの情勢の変化も見られることから、引き続き、県として必要な指導・助言・監督を行うとともに、さらなる見直しについて検討します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局																								
① 県出資団体のさらなる見直し 「長崎県出資団体見直し方針」を情勢の変化に対応したものへと見直しを行ったうえで、各団体とともにさらなる見直しに取り組みます。 ○長崎県出資団体見直し方針と見直しの状況 平成13年12月「県出資団体あり方検討委員会」（民間有識者等）の設置 平成14年12月「県出資団体のあり方に関する提言」の提出 平成15年3月「県出資団体見直し方針」の策定 見直しの対象：県の出資比率が1/4未満の商法法人を除く、県内に主たる事務所を有する全ての県出資団体 ○現在の見直し方針の対象団体（71団体）の状況（17年10月現在）	総務部 （全庁）																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">見直しの内容</th> <th style="text-align: center;">団体数</th> <th style="text-align: center;">見直しの達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業廃止</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>3団体解散</td> </tr> <tr> <td>県の関与の縮小等</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td>9団体（うち2団体解散）</td> </tr> <tr> <td>民営化・民間参入の促進</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>1団体</td> </tr> <tr> <td>統合又は事業移管</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td>7団体（うち5団体解散）</td> </tr> <tr> <td>大幅な改革や自立化等</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td>17団体</td> </tr> <tr> <td>経営改善</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td>全団体で取組中</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">71</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	見直しの内容	団体数	見直しの達成状況	事業廃止	3	3団体解散	県の関与の縮小等	10	9団体（うち2団体解散）	民営化・民間参入の促進	4	1団体	統合又は事業移管	7	7団体（うち5団体解散）	大幅な改革や自立化等	27	17団体	経営改善	20	全団体で取組中	合計	71		
見直しの内容	団体数	見直しの達成状況																							
事業廃止	3	3団体解散																							
県の関与の縮小等	10	9団体（うち2団体解散）																							
民営化・民間参入の促進	4	1団体																							
統合又は事業移管	7	7団体（うち5団体解散）																							
大幅な改革や自立化等	27	17団体																							
経営改善	20	全団体で取組中																							
合計	71																								

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>■実施年度：19年度までに方針の見直し 以後、方針に基づく取り組みを実施</p>	
<p>② 地方公社の経営の健全化</p> <p>土地開発公社、住宅供給公社、道路公社の経営の健全化のために、次のような点を含めて適切な指導・監督に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な執行体制の確保 ・経営状況等についての積極的な情報公開による透明性の確保やチェック機能の向上 <p>■実施年度：毎年度</p>	土木部
<p>③ (財) 長崎県産業振興財団(自立した組織づくり)</p> <p>県からの職員派遣は、必要最小限にとどめ、プロパー職員の育成・確保等により専門性の向上を図り、自立した組織づくりを進めていきます。</p> <p>■実施年度：期間中に検討</p>	商工労働部
<p>④ (財) 長崎県勤労者福祉事業団のあり方の検討</p> <p>業務量が減少しており、現在実施している事業の状況などを踏まえて、事業団のあり方について検討します。</p> <p>■実施年度：19年度末までに検討</p>	商工労働部
<p>⑤ (社) 長崎県林業公社及び(社) 対馬林業公社の経営健全化</p> <p>経営改善のために適切な指導・監督を行うとともに、国に対して、引き続き必要な支援策を要望します。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	農林部
<p>⑥ (社) 長崎県林業コンサルタントのあり方の検討</p> <p>国における公益法人制度改革の動きなども踏まえて、民営化を含めた団体のあり方について検討します。</p> <p>■実施年度：期間中に検討</p>	農林部
<p>⑦ (社) 長崎県観光連盟(自立した組織づくり)</p> <p>県からの職員派遣は、必要最小限にとどめ、プロパー職員の育成・確保等により専門性の向上を図り、自立した組織づくりを進めていきます。</p> <p>■実施年度：平成22年度まで</p>	地域振興部

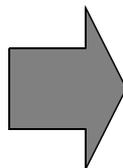
Ⅱ 市町や他県との新たな関係の構築

【現状の課題】

市町村合併の進展により合併前の79市町村が17年度末には23市町になり、県内の行政の枠組みも大きく変化しています。

基礎的自治体である市町は合併により規模能力を拡大することから、県の役割が改めて問われており、市町との新たな関係の構築が必要となっています。

また、道州制などの広域自治体のあり方の議論も活発化しています。



【目標となる姿】

地方分権を実効あるものとし、事務の効率化と住民の利便性の一層の向上のために、県から市町への権限移譲が行われ、県は広域的、専門的な役割に特化した行政を実施

市町との役割分担の明確化に伴い、各地域の状況を把握するためにも市町との連携を一層強化

広域自治体のあり方を踏まえ、九州各県等と広域的な連携を推進

1 市町との役割分担の明確化

【基本的な考え方】

市町は、住民に最も身近な自治体であり、主体的に行政サービスを提供していますが、市町村合併による市町の規模能力の拡大を踏まえ、事務の効率化と住民の利便性の向上のために、引き続き、県から市町への権限移譲を進めていきます。そして、県は市町の区域を超えた広域事務や専門性を発揮する事務及び新しい市町が自立した自治体へと変わっていくための支援に重点を置いて取り組んでいきます。

また、市町との役割分担を明確化する中で、各地域の状況を把握しながら県政を進めていくためには、ますます市町との連携を深めていく必要があります。特に、政策企画面での連携強化を図る取り組みを進めていきます。

さらに、県域を超えた新たな広域行政のあり方として道州制の議論も行われてきており、九州各県等と引き続き検討を行っていきます。

【個別事項】

(1) 市町との役割分担の明確化

- 事務の効率化と住民の利便性の向上のために、新たな権限移譲計画に基づき、より一層の市町への権限移譲を進めていきます。
- また、県と市町のそれぞれの役割分担を踏まえ、県が現在行っている事業についても、必要な見直しを行っていきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局														
<p>① 権限移譲の推進</p> <p>新たに策定する「長崎県権限移譲推進指針（仮称）」に基づいて、平成18年度に市町との協議を経て、年度別移譲計画を策定し、事務の効率化や住民の利便性の向上などの視点で積極的に権限移譲を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「長崎県権限移譲推進指針（仮称）」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲対象事務のメニュー化（移譲可能な事務をあらかじめメニュー化） ・ 事務のワンストップ化（一連の事務をまとめて移譲） ○ 現計画による権限移譲の推移 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移譲事務数</td> <td>162</td> <td>43</td> <td>67</td> <td>35</td> <td>10（予定）</td> <td>317</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 実施年度：18年度 年度別移譲計画の策定 19年度以降、計画に沿って順次権限移譲</p>		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計	移譲事務数	162	43	67	35	10（予定）	317	<p>地域振興部 （全庁）</p>
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計									
移譲事務数	162	43	67	35	10（予定）	317									
<p>② 事務委託の推進</p> <p>権限移譲ができない事務についても、事務の効率化や住民の利便性などの観点から市町への事務委託を推進します。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>全庁</p>														
<p>③ 市町との役割分担に応じた事務事業の見直し</p> <p>市町村合併による市町の規模能力の拡大により、これまで県が実施してきた事務事業についても再点検を行い、それぞれの役割分担に応じて事業主体などの見直しを行っていきます。</p> <p>市町に対する県単独補助金については、県と市町の役割分担を踏まえて、必要性や補助率などの検証を行い、見直していきます。</p> <p>また、存続させる県単独補助金については、市町がより使いやすいように統合・交付金化等の検討を行います。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>全庁</p>														

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>④ 南部流域下水道事業の移管</p> <p>南部流域下水道事業については、関連施設の完成後（平成32年度予定）のすみやかな移管に向けて、関係市と協議を行います。</p> <p>■ 実施年度：期間中に協議</p>	<p>土木部</p>

2 市町との連携

【基本的な考え方】

県と市町の役割分担を明確化し、県が広域的、より専門的な行政に重点化していく中で、地域のニーズや課題を的確に把握し、それを県政に反映させていくために、市町との情報交換や政策協議、人事交流等を今まで以上に密接に行っていきます。

【個別事項】

(1) 市町との連携

- 県と市町は対等・協力の関係を基本として、市町の機能強化のための必要な支援を行っていきます。
- 特に、県が広域的な行政に重点を移していくことで、政策面などにおいてこれまで以上に市町との連携を強化していきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
①市町との人事交流や合同研修の実施 県と市町の連携強化や職員の企画力の向上などを図るため、市町との人事交流や合同研修に積極的に取り組みます。 ■実施年度：毎年度	総務部
②市町の電子自治体構築に向けた取り組みの支援 各市町が電子自治体を構築していくに当たって、財政面などでの課題が大きいことから、電子県庁システムの無償提供などにより、共同化による取り組みを積極的に支援していきます。 ■実施年度：毎年度	総務部
③市町との政策面の連携強化 市町との関係では、県の政策立案に当たっての地域ニーズの把握や市町が持つ知見・ノウハウの活用といった観点から、政策企画部門が中心となって県・市町間の協議を積極的に進めていきます。 ■実施年度：毎年度	政策調整局 (全庁)

3 広域自治体のあり方の検討

【基本的な考え方】

市町村合併の進展により、市町村数は全国的に見ても大幅に減少しており、また、経済圏や生活圏は、県域を越えて拡大しています。また、国の「地方にできることは地方に」という方針もあり、地方に求められる新たな役割や機能に対応していくために新たな広域自治体のあり方について検討していきます。

【個別事項】

(1) 広域自治体のあり方の検討

- 道州制など広域自治体のあり方について九州各県等と検討していきます。
- 他県と広域連携を行ったほうがより効果的・効率的なものについて、その具体化について検討していきます。

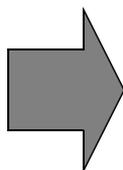
具体的な取り組み項目と内容	所管部局
① 広域自治体としての道州制などの検討 道州制など、九州各県等と広域自治体のあり方について検討します。 ■ 実施年度：毎年度	政策調整局
② 他県との広域的な連携の検討 試験研究機関など、九州各県と広域的な連携を行ったほうがより効果的・効率的と思われる分野を中心に、連携について具体的に検討していきます。 ■ 実施年度：毎年度	政策調整局 (全庁)

Ⅲ 時代の変化に的確に対応できる行政体制の整備

【現状の課題】

地方分権や市町村合併の進展等、県を取り巻く環境は大きく変化しており、また、県民ニーズの多様化等もあり、県に求められる役割に効率的・効果的に対応できる組織体制の整備を進める必要があります。

同時に、組織体制を支えていく職員の意識改革・人材育成も必要です。



【目標となる姿】

環境の変化や様々な行政課題に効率的・効果的に対応し、県が担うべき役割を十分果たし得る組織体制を整備

また、「ながさき人材育成プラン21」に基づき、職員の意識改革・人材育成に取り組み、効率的な行政運営を実施

1 組織体制の整備

【基本的な考え方】

これまでも環境の変化に対応した組織体制の整備に努めてきていますが、地方分権や市町村合併の進展等、本県を取り巻く環境は大きく変化しており、県に求められる役割を果たしていくためにも、引き続き、組織体制の見直しに取り組んでいきます。

本庁組織については、今後重点的に取り組むべき施策の方向を明確にし、かつ時代の変化にも的確に対応できる柔軟な組織体制を整備します。
その際は、県民へのわかりやすさや責任体制の明確化にも留意します。

地方機関等については、県と市町の役割分担の明確化、電子県庁の推進、本庁との機能分担の見直しなどを踏まえて、地域の意見も十分聞きながら、所管区域、機能、組織などについて検討し、統廃合や地方独立行政法人化等も念頭においてそのあり方を抜本的に見直します。

事務の効率化を図るとともに、組織のスリム化にもつながるように、庁内の共通事務については集約化や電子県庁を推進していきます。

県有施設については、県の果たすべき役割の見直しや設置当時との環境の変化を考慮し、各施設の設置目的に照らしてそのあり方を検証し、見直していきます。

【個別事項】

(1) 本庁組織の見直し

- これまでの組織体制の見直しを検証しつつ、次のような視点から県民にわかりやすいように組織体制の見直しを行っていきます。
 - ・ 今後の施策方向の明確化
 - ・ 時代の変化や行政課題への柔軟かつ迅速な対応
 - ・ 責任体制の明確化
- 各部局に属さない又は横断的な行政課題も多くなってきており、総合的かつ戦略的に政策を展開していくために、プロジェクトチームの積極的な活用を行います。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>① 本庁組織の見直し</p> <p>今後の施策方向や責任体制の明確化、時代の変化や行政課題への柔軟かつ迅速な対応のため、次のような視点から本庁の組織体制を見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局に属さないような行政課題の増大に対し、総合的かつ戦略的に政策を展開できるように、政策機能の特化 ・ 部局数にとらわれず、こども政策や観光振興などの重要施策に特化した組織の設置 ・ 類似業務を一元化した組織の設置 <p>■ 実施年度：18年度</p>	<p>総務部 教育庁</p>
<p>② 柔軟で迅速な執行体制の検討</p> <p>時代の変化に伴う新たな県民ニーズや課題に迅速、柔軟に対応するため、組織のフラット化やグループ制について引き続き検討します。</p> <p>■ 実施年度：期間中に検討</p>	<p>総務部</p>
<p>③ 各部局の予算や人事の権限の拡大</p> <p>様々な行政課題に機動的に対応できるように、全体の調整機能を確保したうえで、各部局へ予算や人事の一定の権限を認める仕組みを検討します。</p> <p>■ 実施年度：期間中に検討、実施</p>	<p>総務部</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>④ プロジェクトチームの活用</p> <p>各部局横断的に取り組む課題が増えており、平成15年度に創設したプロジェクトチーム制度を積極的に活用していきます。</p> <p>○プロジェクトチーム制度 部局を超えた横断的かつ緊急・重要な課題への適切な対応及び職員の意欲的な取り組みの施策立案への反映を目的とし、各部局横断的な課題に対して、関係部局でプロジェクトチームを組織して対応</p> <p>■実施年度：随時実施（課題の状況に応じて対応）</p>	<p>政策調整局 総務部</p>
<p>⑤ 各監査部門の強化</p> <p>各監査部門については、研修の充実などによる職員の資質向上を図るとともに、監査のより効果的・効率的な実施及び機能強化を図っていきます。</p> <p>また、内部監査においては、次の点についても留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務事務等の適正な執行のために、監査指摘事項についての措置状況報告の徹底と早期改善の指導 ・公共工事等の監査においては、従来のチェック体制に加え、必要に応じて監査事務局への技術系職員の配置などの検討 <p>■実施年度：毎年度</p>	<p>福祉保健部 水産部 農林部 監査事務局</p>
<p>⑥ 各種審議会の見直し</p> <p>各種審議会については、設置の必要性、効果の検証などを行い、引き続き、統廃合などの見直しを行います。</p> <p>また、委員の任命に当たっては、女性や若年層を含めて幅広く委員を選任するなど、審議会の活性化を図ります。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	<p>総務部 (全庁)</p>

(2) 地方機関等の見直し

- 地方分権や市町村合併の進展による業務の廃止・縮小、電子県庁の推進による事務の効率化などにより、地方機関のあり方については、統廃合を含めて抜本的に見直します。
- 見直しにあたっては、市町や地域の実情を十分に聞きながら、県と市町の役割分担や本庁との機能分担などを十分考慮して行います。
- 県立学校については、県立高等学校改革基本方針などに基づいて、引き続き再編整備等に取り組みます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>①「地方機関の再編方針（仮称）」の策定</p> <p>新市町等、地域の意見も十分に踏まえつつ、次項目以降の見直しを含めて地方機関の再編方針を策定し、抜本的な見直しを行います。</p> <p>■実施年度：18年度 再編方針の策定 19年度以後、方針に基づいた見直しの実施</p>	<p>総務部 (全庁)</p>
<p>②消費生活センターのあり方の検討</p> <p>市町との役割分担や他県の状況等を踏まえて、あり方を検討します。</p> <p>■実施年度：期間中に検討</p>	<p>県民生活 環境部</p>
<p>③福祉事務所の見直し</p> <p>新市への業務移管を踏まえ、統廃合や縮小等による福祉事務所のあり方を検討のうえ、見直します。</p> <p>■実施年度：18年度末までに検討</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>④光が丘学園の見直し</p> <p>光が丘学園について、民間移譲を含めた施設運営の見直しを行います。</p> <p>■実施年度：20年度までに見直し</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>⑤福祉相談機関の再編統合及び閉庁日開設の検討</p> <p>障害児、障害者、児童、女性に関する問題に的確に対応し、県民に利用しやすいように、各機関を再編統合し、総合的な相談機関を整備します。</p> <p>また、現在、児童相談所で児童相談窓口の閉庁日開設が行われていることから、再編統合に伴い、他の相談窓口を含め、統合相談機関における閉庁日開設を検討します。</p>	<p>福祉保健部</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>○児童相談所の閉庁日開設の状況（17年6月～） 中央児童相談所（長崎市）：土曜、日曜（祝日、年末年始除く） 佐世保児童相談所（佐世保市）：日曜（祝日、年末年始除く）</p> <p>■実施年度：18年度 閉庁日開設の検討 19年度 再編統合</p>	
<p>⑥ こども医療福祉センターの効率的な運営</p> <p>施設の効率的な運営に努め、経営改善を図ります。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	福祉保健部
<p>⑦ 農業大学校の運営等の見直し</p> <p>平成17年度に策定した運営方針に基づき、事業運営や教育内容等の見直しを行っていきます。 また、他県との連携についても検討していきます。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	農林部
<p>⑧ 教育事務所の廃止</p> <p>市町の教育委員会との役割分担を明確にし、合併市町には必要な支援を行うことで、平成18年度末に教育事務所を廃止します。</p> <p>■実施年度：18年度末廃止</p>	教育庁
<p>⑨ 県立高等学校改革の推進</p> <p>「長崎県立高等学校改革基本方針」（平成13年2月策定）に基づき、高等学校の再編整備や専門学科の改編などに取り組みます。</p> <p>○長崎県立高等学校改革基本方針（取組期間：平成13～22年度） 第1次実施計画（平成14～16年度） 第2次実施計画（平成16～18年度） 第3次実施計画（平成18～21年度）</p> <p>■実施年度：13年度～22年度</p>	教育庁
<p>⑩ 県立盲・ろう・養護学校の適正配置</p> <p>「障害のある子どもの教育推進計画（実施計画）」（平成16年3月策定）に基づき、県立盲・ろう・養護学校の適正配置に取り組みます。</p> <p>■実施年度：18年度 佐世保ろう学校の分校化と寄宿舎の廃止 19年度 佐世保養護学校と野崎養護学校の統合</p>	教育庁

(3) 共通事務の集約化

- 専門性を高め、事務の効率化を図るとともに、組織のスリム化の観点からも全庁的に共通している事務については集約化を検討します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>① 全庁的に共通している事務の集約化</p> <p>専門性を高め、事務の効率化を図るために次のような共通事務については集約化を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務事務 ・ 入札、契約事務 <p>■ 実施年度：19年度 知事部局本庁において総務事務の集約化 他については、期間中に検討し、可能な箇所から実施</p>	総務部 (全庁)
<p>② 総務事務センター（仮称）の設置の検討</p> <p>総務事務を集約化し、「総務事務センター（仮称）」の開設を検討します。</p> <p>■ 実施年度：19年度の設置を検討</p>	総務部

(4) 県有施設の見直し

- 県が設置する施設については、県の果たすべき役割の見直しと設置当時との環境の変化を考慮し、各施設の設置目的を検証し、民間や市町に同様な施設がないか、設置目的が薄れていないか、県民ニーズ（利用率）はあるかといった観点から、廃止、民営化、移譲も含めてそのあり方を見直していきます。
- 引き続き県が所有する施設については、県民サービスの向上と効果的・効率的な運営を図っていきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>① 県有施設のあり方を見直し（公の施設については再掲）</p> <p>各施設の設置目的を踏まえて、県有施設としての意義が薄れていないか、民間との競合、県民ニーズがあるかといった視点から、統廃合や移譲等を含めて施設のあり方を見直します。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	全庁

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>② 県有施設の移譲</p> <p>次の施設については、市町への移譲について関係市町と協議していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎交通公園 ・県有墓地 ・青少年教育施設 <p>■実施年度：毎年度</p>	<p>県民生活 環境部 教育庁</p>

2 職員の意識改革・人材育成

【基本的な考え方】

市町村合併や三位一体の改革など、県政を取り巻く環境は大きく変化しており、また、厳しい財政状況の中、これまで以上に効率的な行政運営が求められていることから、行政の担い手である職員一人ひとりが、自ら課題を探し出し、考え、行動して、解決策を見出していくという意識改革やそれぞれの分野において必要となる知識・経験を有する人材育成に、引き続き取り組みます。

【個別事項】

(1) 職員の意識改革・人材育成

- 「ながさき人材育成プラン21」に基づき、職員の意識改革・人材育成に取り組んでいきます。
 ※ながさき人材育成プラン21
 社会経済情勢の変化及び本格的な地方分権時代の到来を見据え、21世紀の新しい時代にふさわしい人材を育成・確保し、円滑な県政運営に資することを目的に策定
- 能力や実績を重視した人事管理制度を導入することで、職員の意識改革・人材育成を進めていきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>①「新たな人事評価制度」の確立</p> <p>職員の意識改革・人材育成、公務能率の向上のために、現在、管理職の一部で行っている「新たな人事評価制度」を充実し、制度の確立を図ります。</p> <p>また、客観性、納得性、公正公平性を確保するためにも、自己評価や面談の実施、評価結果の本人への開示、評価者の研修、苦情相談体制の整備などを行います。</p> <p>教職員についても「新たな人事評価制度」を確立し、教職員の意欲や資質能力の向上と学校組織の活性化を図っていきます。</p> <p>■実施年度：期間中に検討、実施</p>	<p>総務部 教育庁</p>
<p>②「新たな人事評価制度」の処遇、給与、研修への反映</p> <p>「新たな人事評価制度」による評価結果を処遇、給与、研修へ反映させていきます。</p> <p>また、職員の資質向上のために、勤務成績不良者に対する指導体制を整備するとともに、退職勧告制度についてもその必要性を含め検討します。</p>	<p>総務部 教育庁</p>

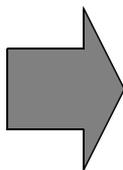
具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>教職員の「新たな人事評価制度」による評価結果についても、研修や人事配置等へ反映させていきます。</p> <p>■実施年度：期間中に検討、実施</p>	
<p>③職員研修の充実強化</p> <p>高い専門性を有する人材を育成するために、引き続き、職員研修の充実強化を行っていきます。</p> <p>また、電子県庁の進展に伴い、それに対応できる職員の育成を図っていきます。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	総務部 教育庁
<p>④行政改革に関する職員の意識改革の取り組み</p> <p>職員一人ひとりが危機意識と改革意欲を持って、行政改革に取り組むように職員の意識改革を進めていきます。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	総務部 (全庁)
<p>⑤有能で多様な人材の確保</p> <p>有能で多様な人材の確保のために、引き続き、採用試験方法の調査・研究を行い、可能なものから実施していきます。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	人事委員 会事務局
<p>⑥民間の人材の活用</p> <p>複雑化・高度化する行政課題に対し、効率的かつ効果的な行政運営を行うために、内部育成では得られにくい高度の専門性や多様な知識・経験を有する民間の人材の活用を図っていきます。</p> <p>■実施年度：随時実施</p>	総務部 (全庁)
<p>⑦庁内公募制の拡大</p> <p>職員一人ひとりの適性や意欲などを一層反映した人事配置を行うために、庁内公募制の対象業務などの拡大を図っていきます。</p> <p>■実施年度：期間中に検討、実施</p>	総務部
<p>⑧女性職員の幅広い登用</p> <p>男女共同参画社会の進展に伴い、引き続き、女性職員が担当する業務の拡大を図るとともに、女性職員の登用を積極的に行っていきます。</p> <p>○女性職員の登用状況（平成16年度） 女性職員のポスト数 278名（役職者の11.5%）</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	総務部

Ⅳ 行政コストの効率化と健全性を維持した財政運営

【現状の課題】

地方交付税の削減等によって、県の財政状況は非常に厳しい状態にあります。

そのため、内部管理経費の見直しや事業の重点化などにより行政コストの効率化を図るとともに、県税収入の増加に努め、将来にわたって安定的に行政サービスを提供できる財政構造を構築することが必要となっています。



【目標となる姿】

歳入歳出両面にわたる見直しと後年度への影響を考慮した適切な県債の活用により、持続可能な財政の健全性を維持

効率的な県政運営が行われ、安定的に行政サービスを提供

1 健全な財政運営への取り組み

【基本的な考え方】

収支改善対策（平成16年12月策定）の着実な実施に加え、持続可能な財政の健全性を維持するため、県債の適切な活用により資金確保を行うとともに、新たに数値目標を設定して歳出の見直しに取り組みます。

経常経費の削減を進める一方で、税源の涵養にもつながる県内経済の活性化対策や、県民ニーズに的確に対応した新規施策に、積極的に取り組むことができるよう、事業の重点化と財源の確保に努めます。

【個別事項】

(1) 財政運営の方針

- 収支改善対策（平成16年12月策定）を着実に実施していきます。
- 歳出の削減により平成22年度に55億円（5年間の累計155億円）の収支改善に取り組みます。
- 地方債の活用にあたっては、後年度の償還確実性や起債制限比率などを検証し、将来に過大な負担とならないよう留意します。
- 県内経済の活性化や県民の暮らしの向上などの諸課題に的確に対応するため、「ながさき夢・元気づくりプラン」に基づき事業の重点化を図るとともに、効果の高い新たな事業に積極的に取り組むための財源の確保に努めます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>① 収支改善対策の着実な実施</p> <p>収支改善対策は、平成17年度から平成21年度までを取組期間とし、期間中469億円の収支改善効果を目指しており、各項目の実現に向けて取り組みます。</p> <p>■実施年度：17年度～21年度</p>	総務部 (全庁)
<p>② 財政の健全性の維持</p> <p>中期財政見通し（平成17年9月策定）では、収支改善対策を実施しても平成22年度に162億円の基金取崩しが生じる見通しです。</p> <p>そのため、資金収支の確保対策として地方債を活用しつつ、持続可能な財政の健全性を維持するため、平成22年度において平成17年度比55億円（平成18年度からの5ヶ年累計で155億円）の収支改善に取り組みます。</p> <p>■実施年度：18年度～22年度</p>	総務部 (全庁)
<p>③ 資金収支の確保対策（地方債の活用）</p> <p>資金収支の確保対策としての地方債の活用については、毎年度の中期財政見通しにおいて次の項目を検証するとともに、自主財源の確保対策などの取り組みにより、その抑制に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライマリーバランス（※1）の黒字化 ・臨時財政対策債（※2）を除く県債残高 ・県債償還可能年数（※3） ・起債制限比率（※4） <p>■実施年度：18年度～22年度</p>	総務部
<p>④ 事業の重点化と財源の確保</p> <p>税源の涵養にもつながる県内経済の活性化対策や、県民の暮らしの向上などの諸課題に的確に対応するため、「ながさき夢・元気づくりプラン」に基づき、事業の一層の重点化を行います。</p> <p>また、政策評価などに基づき既存事業の見直しを行うとともに、より必要性や効果の高い新たな事業への積極的な取り組みができるよう、予算編成において、財源を確保する仕組みを引き続き設けます。</p> <p>■実施年度：18年度～22年度</p>	総務部 (全庁)

※1 プライマリーバランス

財政の基礎的収支。プライマリーバランスの黒字化とは、県債の元利償還金を除いた歳出が、県債発行額を除く歳入で賄われている状態で、行政サービスを借金に頼らない範囲で実施している状態のこと。

※ 2 臨時財政対策債

地方財政計画上の通常収支の不足額を補てんするために地方交付税に代わり特例として認められている地方債で、この元利償還金相当額に対しては、その全額が後年度、地方交付税で措置される。

※ 3 県債償還可能年数（財政余力に対する将来負担の大きさを表す指標）

県債残高から財源対策のための基金を差し引いた実質的な負債額を、県債の償還に充てることができる単年度の歳入により何年で償還可能かを示すことで、将来の負担の大きさを表す指標。

〔算式〕

$$\text{県債償還可能年数} = \frac{\text{県債残高（交付税措置分以外）} - \text{財源対策基金残高}}{\text{経常一般財源} - [\text{経常経費充当一般財源} - \text{元金充当一般財源（交付税措置以外）]}$$

※ 4 起債制限比率

県債の元利償還金のうち地方交付税措置されるものを除いた実質的な負担を表す指標。比率が高いほど、元利償還金返済の負担が重くなっていることを示し、20%を超えると一部の県債の発行が制限され、30%を超えると原則、県債が発行できなくなる。

〔算式〕

$$\text{起債制限比率}(\%) = \frac{\text{地方債の元利償還金充当一般財源} - \text{交付税措置額}}{\text{標準財政規模（地方団体の一般財源の標準規模）} - \text{交付税措置額}}$$

(長崎県行財政改革プランによる効果額)

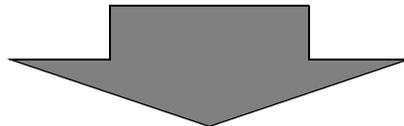
○長崎県中期財政見通し(平成18～22年度)

(単位:億円、年、%)

	17年度 当初予算	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歳入(A)	6,953	6,843	6,736	6,681	6,695	6,689
歳出(B)	7,095	7,036	7,029	6,987	7,039	7,046
差引(C) (A-B)	▲142	▲193	▲293	▲306	▲344	▲357
財源確保・ 歳出削減(D)	195	195	195	195	195	195
要調整額 (C-D)	53	2	▲98	▲111	▲149	▲162
財政調整 3基金残高	559	561	463	352	203	41

○行財政改革プランによる収支改善目標

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
歳出削減(注1) (注2)		10	20	30	40	55	155
県債追加発行						107	



○行財政改革プラン実施後

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
要調整額	53	12	▲78	▲81	▲109	0
財政調整 3基金残高	559	571	493	412	303	303
プライマリーバランス	▲24	▲48	59	106	62	4
県債残高(注3)	9,362	9,372	9,297	9,197	9,155	9,191
県債償還 可能年数	10.9	11.4	12.5	10.9	11.6	10.9
起債制限比率	11.4	9.8	9.0	10.0	11.1	11.7

(注1) 22年度を除く毎年度の歳出削減額は、行財政改革の取り組み状況によるため仮置きの数値

(注2) 県債追加発行は、毎年度の中期財政見通しにより検討するため仮置きの数値

(注3) 県債残高は、臨時財政対策債を除く

2 効率的な行政運営の実施

【基本的な考え方】

収支改善対策に加えて、歳入歳出の見直しの取り組みとして、

- ・ 人件費等の内部管理経費の徹底した見直し
- ・ 選択と集中による事業の見直し
- ・ 自主財源の確保対策

に取り組みます。

また、地方公営企業の見直しにも取り組んでいきます。

【個別事項】

(1) 内部管理の適正化

- 職員数については、これまでも業務の見直しや外部化などにより、その削減に努めてきましたが、引き続き県民サービスの水準の維持・向上に十分配慮しつつ、重点化が必要な部門、削減・見直しを行う部門を検証しつつ、スリム化していきます。
- 職員給与については、離島特別昇給制度、特殊勤務手当、退職手当などの見直しに取り組んできており、今後も、県民の理解が得られるように、人事委員会勧告や国における給与制度全般における見直しの状況等を踏まえて、引き続き見直しに取り組みます。
- 福利厚生事業については、随時、民間等と比較しながら、県民の理解が得られるように見直しを行っていきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局																																															
<p>①職員数の削減</p> <p>県民サービスの維持・向上に努めつつ、組織や事業の見直し、外部化の推進、IT化等による事務の効率化などにより、職員数の削減に取り組みます。</p> <p>○削減目標 (各年4月1日現在、単位：人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">18年度 見込み</th> <th rowspan="2">23年度 見込み</th> <th colspan="2">H23/H18</th> </tr> <tr> <th>差引</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局等</td> <td>4,757</td> <td>4,457</td> <td>▲ 300</td> <td>▲ 6.3</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td>374</td> <td>343</td> <td>▲ 31</td> <td>▲ 8.3</td> </tr> <tr> <td>警察事務</td> <td>467</td> <td>446</td> <td>▲ 21</td> <td>▲ 4.5</td> </tr> <tr> <td>教職員</td> <td>13,530</td> <td>12,943</td> <td>▲ 587</td> <td>▲ 4.3</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>3,037</td> <td>3,023</td> <td>▲ 14</td> <td>▲ 0.5</td> </tr> <tr> <td>交通局</td> <td>453</td> <td>443</td> <td>▲ 10</td> <td>▲ 2.2</td> </tr> <tr> <td>病院局</td> <td>367</td> <td>341</td> <td>▲ 26</td> <td>▲ 7.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22,985</td> <td>21,996</td> <td>▲ 989</td> <td>▲ 4.3</td> </tr> </tbody> </table>		18年度 見込み	23年度 見込み	H23/H18		差引	率	知事部局等	4,757	4,457	▲ 300	▲ 6.3	教育庁	374	343	▲ 31	▲ 8.3	警察事務	467	446	▲ 21	▲ 4.5	教職員	13,530	12,943	▲ 587	▲ 4.3	警察官	3,037	3,023	▲ 14	▲ 0.5	交通局	453	443	▲ 10	▲ 2.2	病院局	367	341	▲ 26	▲ 7.1	計	22,985	21,996	▲ 989	▲ 4.3	<p>総務部 教育庁 警察本部 交通局 病院局</p>
				18年度 見込み	23年度 見込み	H23/H18																																										
	差引	率																																														
知事部局等	4,757	4,457	▲ 300	▲ 6.3																																												
教育庁	374	343	▲ 31	▲ 8.3																																												
警察事務	467	446	▲ 21	▲ 4.5																																												
教職員	13,530	12,943	▲ 587	▲ 4.3																																												
警察官	3,037	3,023	▲ 14	▲ 0.5																																												
交通局	453	443	▲ 10	▲ 2.2																																												
病院局	367	341	▲ 26	▲ 7.1																																												
計	22,985	21,996	▲ 989	▲ 4.3																																												

具体的な取り組み項目と内容	所管部局																																																																																					
<p>○知事部局と教育庁及び警察事務：組織や事業の見直し、業務の外部化、事務の効率化などによる減</p> <p>○教職員：児童生徒数の減少等に伴い教職員数の減が見込まれるが、標準法に基づいて適正人員を配置</p> <p>○警察官：県民の安全安心のため、政令による基準を踏まえて適正人員を配置</p> <p>○交通局：経営計画に基づく、路線等の見直しなどによる減</p> <p>○病院局：経営計画に基づく、業務の見直しなどによる減</p> <p>■実施年度：18年4月1日～23年4月1日</p> <p>○参考 集中改革プラン（※1）期間における削減目標 （各年4月1日現在、単位：人、％）</p>																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">11年度</th> <th rowspan="2">16年度</th> <th rowspan="2">17年度</th> <th rowspan="2">22年度 見込み</th> <th colspan="2">H16/H11</th> <th colspan="2">H22/H17</th> </tr> <tr> <th>差引</th> <th>率</th> <th>差引</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局等</td> <td>5,336</td> <td>5,051</td> <td>4,817</td> <td>4,497</td> <td>▲ 285</td> <td>▲ 5.3</td> <td>▲ 320</td> <td>▲ 6.6</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td>396</td> <td>388</td> <td>401</td> <td>343</td> <td>▲ 8</td> <td>▲ 2.0</td> <td>▲ 58</td> <td>▲ 14.5</td> </tr> <tr> <td>警察事務</td> <td>471</td> <td>470</td> <td>461</td> <td>451</td> <td>▲ 1</td> <td>▲ 0.2</td> <td>▲ 10</td> <td>▲ 2.2</td> </tr> <tr> <td>教職員</td> <td>14,529</td> <td>13,702</td> <td>13,535</td> <td>13,080</td> <td>▲ 827</td> <td>▲ 5.7</td> <td>▲ 455</td> <td>▲ 3.4</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>2,980</td> <td>2,972</td> <td>3,008</td> <td>3,023</td> <td>▲ 8</td> <td>▲ 0.3</td> <td>15</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>交通局</td> <td>561</td> <td>473</td> <td>459</td> <td>443</td> <td>▲ 88</td> <td>▲ 15.7</td> <td>▲ 16</td> <td>▲ 3.5</td> </tr> <tr> <td>病院局</td> <td>469</td> <td>460</td> <td>349</td> <td>344</td> <td>▲ 9</td> <td>▲ 1.9</td> <td>▲ 5</td> <td>▲ 1.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,742</td> <td>23,516</td> <td>23,030</td> <td>22,181</td> <td>▲ 1,226</td> <td>▲ 5.0</td> <td>▲ 849</td> <td>▲ 3.7</td> </tr> </tbody> </table>		11年度	16年度	17年度	22年度 見込み	H16/H11		H22/H17		差引	率	差引	率	知事部局等	5,336	5,051	4,817	4,497	▲ 285	▲ 5.3	▲ 320	▲ 6.6	教育庁	396	388	401	343	▲ 8	▲ 2.0	▲ 58	▲ 14.5	警察事務	471	470	461	451	▲ 1	▲ 0.2	▲ 10	▲ 2.2	教職員	14,529	13,702	13,535	13,080	▲ 827	▲ 5.7	▲ 455	▲ 3.4	警察官	2,980	2,972	3,008	3,023	▲ 8	▲ 0.3	15	0.5	交通局	561	473	459	443	▲ 88	▲ 15.7	▲ 16	▲ 3.5	病院局	469	460	349	344	▲ 9	▲ 1.9	▲ 5	▲ 1.4	計	24,742	23,516	23,030	22,181	▲ 1,226	▲ 5.0	▲ 849	▲ 3.7	
						11年度	16年度	17年度	22年度 見込み	H16/H11		H22/H17																																																																										
	差引	率	差引	率																																																																																		
知事部局等	5,336	5,051	4,817	4,497	▲ 285	▲ 5.3	▲ 320	▲ 6.6																																																																														
教育庁	396	388	401	343	▲ 8	▲ 2.0	▲ 58	▲ 14.5																																																																														
警察事務	471	470	461	451	▲ 1	▲ 0.2	▲ 10	▲ 2.2																																																																														
教職員	14,529	13,702	13,535	13,080	▲ 827	▲ 5.7	▲ 455	▲ 3.4																																																																														
警察官	2,980	2,972	3,008	3,023	▲ 8	▲ 0.3	15	0.5																																																																														
交通局	561	473	459	443	▲ 88	▲ 15.7	▲ 16	▲ 3.5																																																																														
病院局	469	460	349	344	▲ 9	▲ 1.9	▲ 5	▲ 1.4																																																																														
計	24,742	23,516	23,030	22,181	▲ 1,226	▲ 5.0	▲ 849	▲ 3.7																																																																														
<p>（注） 16年度から17年度の▲486人の主な理由は、児童生徒数の減少等による教職員の減の他、県立大学の独立行政法人化、県立多良見病院の民間移譲によるもの</p> <p>（※1）集中改革プラン 総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づいて、平成17年度～21年度までの行政改革の取り組みを明示した計画</p> <p>○参考 平成11～22年度の職員削減の状況（見込み） （各年4月1日現在、単位：人、％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度</th> <th>22年度 見込み</th> <th>H22/H11 削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎県（合計）</td> <td>24,742</td> <td>22,181</td> <td>▲ 10.4</td> </tr> <tr> <td>地方公務員計</td> <td>3,232,158</td> <td>2,902,184</td> <td>▲ 10.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）地方公務員計の22年度見込みは、17年度の職員数の▲4.6%による仮定値</p>		11年度	22年度 見込み	H22/H11 削減率	長崎県（合計）	24,742	22,181	▲ 10.4	地方公務員計	3,232,158	2,902,184	▲ 10.2																																																																										
	11年度	22年度 見込み	H22/H11 削減率																																																																																			
長崎県（合計）	24,742	22,181	▲ 10.4																																																																																			
地方公務員計	3,232,158	2,902,184	▲ 10.2																																																																																			

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>② 職種転換による職員の活用</p> <p>業務の見直しに伴い、配置転換が必要となる現業職員については、業務遂行の客観的かつ適正な能力実証を経たうえで、一般行政職への任用替えを実施します。</p> <p>■実施年度：期間中に検討、実施</p>	総務部
<p>③ 学校用務員の配置見直し</p> <p>学校の統廃合などの状況も勘案しながら、適正な人員配置に努めるとともに、嘱託職員の活用等の見直しを検討します。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	教育庁
<p>④ 定年前早期退職制度の検討</p> <p>職員の年齢構成の偏りの適正化などを図るため、定年前早期退職制度について検討します。</p> <p>■実施年度：期間中に検討、実施</p>	総務部 教育庁 警察本部
<p>⑤ 給与構造の改革</p> <p>人事委員会勧告に基づいて、給与構造の改革に取り組みます。</p> <p>○人事委員会勧告の給与構造の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料表の水準の引き下げ（平均△4.8%、中高年齢層△7%） ・ 給与カーブのフラット化 ・ 地域手当の新設 ・ 勤務実績の給与への反映 ・ 級別標準職務の見直し など <p>■実施年度：期間中に検討、可能なものから実施</p>	総務部 教育庁 警察本部
<p>⑥ 級別標準職務の見直しと級別定数の導入検討</p> <p>級別標準職務について、より職務・職責に応じたものとなるよう、見直しを行います。</p> <p>併せて、級別定数の必要性を検証しながら、その導入について検討します。</p> <p>■実施年度：期間中に検討、実施</p>	総務部 教育庁 警察本部
<p>⑦ 現業職員の給与水準の見直し</p> <p>国と比較して高くなっている現業職員の給与水準について、給与構造の改革を踏まえて見直しを行います。</p> <p>■実施年度：期間中に検討、実施</p>	総務部 教育庁 警察本部

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>⑧ 各種手当の見直し</p> <p>特殊勤務手当などの各種手当について、社会経済情勢の変化や他県の状況などを踏まえて、見直しを検討します。</p> <p>■ 実施年度：期間中に検討、実施</p>	<p>総務部 教育庁 警察本部</p>
<p>⑨ 職員給与と比較する民間給与の調査手法の研究</p> <p>国等の動向を踏まえ、調査対象となる民間事業所の範囲を現行よりも拡大するなど、調査手法について研究します。</p> <p>■ 実施年度：期間中に研究</p>	<p>人事委員会事務局</p>
<p>⑩ 職員互助会に対する補助対象事業の見直し</p> <p>民間や他県との比較のほか、本県の財政状況等も考慮しながら見直しを行っていきます。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>総務部 教育庁 警察本部</p>
<p>⑪ 職員公舎等の見直し</p> <p>職員公舎や独身寮については、民間施設の活用や施設の老朽化、入居率などを考慮して、今後のあり方について廃止を含め抜本的な検討を行います。</p> <p>また、遊休公舎や公舎跡地については、職員以外への貸付や売却処分などの有効活用を検討します。</p> <p>■ 実施年度：期間中に検討</p>	<p>総務部 教育庁 警察本部</p>
<p>⑫ 職員のメンタルヘルス対策の充実</p> <p>職員の心の健康管理のために、メンタルヘルス対策に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	<p>総務部 教育庁 警察本部</p>

(2) 事務事業の見直し

- 平成13年度から本格的に導入している政策評価制度により、成果を重視した行政への転換を図っていますが、今後、さらに政策評価制度等を活用して、事業の見直しや重点化を図っていきます。
- また、事務の効率化や見直しなどにより経費節減に取り組んでいきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>① 政策評価制度の見直し</p> <p>政策評価制度については、外部評価を導入します。 また、評価事務の効率性を高めるために、評価事務の簡素化や評価体制のあり方なども検討します。</p> <p>■実施年度：18年度 外部評価導入 その他については、期間中に検討</p>	<p>政策調整局 総務部</p>
<p>② 「ながさき夢・元気づくりプラン」等への事業の重点化（再掲）</p> <p>厳しい財政状況においても、「ながさき夢・元気づくりプラン」の実現に向けて、必要な事業や緊急な対策が求められる分野へ事業と予算を重点化します。</p> <p>■実施年度：18年度～22年度</p>	<p>政策調整局 総務部</p>
<p>③ 県単補助金等の見直し</p> <p>県単補助金、交付金及び貸付金については、その必要性や費用対効果、経費負担のあり方などを検証し、ゼロベースから見直しを行っていきます。</p> <p>各種団体への補助金についても、その目的や内容を精査し、必要性や補助額について検証し、見直していきます。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	<p>全庁</p>
<p>④ 公共事業のコスト縮減</p> <p>平成17年4月に策定した「長崎県公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、公共事業のコスト縮減に取り組みます。</p> <p>○長崎県公共事業コスト構造改革プログラム コスト縮減率等の基準年を平成14年度とし、プログラム実施最終年度となる平成21年度において、総合コスト縮減率15%を目標</p> <p>■実施年度：17年度～21年度</p>	<p>水産部 農林部 土木部</p>
<p>⑤ 公共事業の事前・途中・事後評価の実施</p> <p>公共事業の事前・途中・事後における評価制度により、事業の重点化や効率化をより一層推進します。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	<p>水産部 農林部 土木部</p>
<p>⑥ 様々な経費節減手法の検討</p> <p>様々な工夫や手法を検討し、経費節減に取り組みます。</p> <p>■実施年度：期間中に検討し、可能なものから導入</p>	<p>総務部 (全庁)</p>

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>⑦大型電算機の再開発による事務の効率化</p> <p>大型電算機については、運用コストの削減等のために、現在稼働しているシステムを小型の機種を使ったシステムへ全面的に移行し、平成24年度末で廃止します。</p> <p>その際は、運用コストの削減とともに業務の省力化などの改善を踏まえて再開発を行います。</p> <p>■実施年度：～24年度</p>	総務部

(3) 自主財源の確保

- 本県は自主財源に乏しいことから、「ながさき夢・元気づくりプラン」に掲げる重点目標である、「交流を拓げる魅力的なまちづくり」や「競争力のあるたくましい産業の育成」の実現を通して、本県の経済の活性化を促し、税収の増加につなげていきます。
- また、税収以外の使用料・手数料、財産収入などの確保についても引き続き取り組んでいきます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>①「ながさき夢・元気づくりプラン」等への事業の重点化（再掲）</p> <p>厳しい財政状況においても、「ながさき夢・元気づくりプラン」への事業の重点化を図り、着実な実現を図ることで、本県の社会経済の活性化を促し、ひいては、税収の増加につなげていきます。</p> <p>■実施年度：18年度～22年度</p>	全庁
<p>②県税の徴収率の向上</p> <p>県税の未収額の解消に努め、徴収率の向上を図ります。</p> <p>特に、未収額の多い個人県民税及び自動車税については、市町との連携や滞納処分の実施などにより重点的に取り組みます。</p> <p>また、差し押さえ物件等の処分についても、インターネット公売などによりこれまで以上に取り組んでいきます。</p> <p>○収支改善対策の徴収率の目標97%（平成16年度95.9%）</p> <p>○徴収率の向上の取り組み</p> <p>平成15年度～ 県税務職員が市町村税務職員の身分を併せ持って、市町村の税務事務にあたる併任徴収制度を創設し、実施</p>	総務部

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>平成17年度～ 地方税法第48条に基づく、個人県民税の直接徴収の実施 自動車税の滞納者に対する、給与一斉差押さえの実施</p> <p>■実施年度：毎年度 18年度～ インターネットによる公売の実施 市町と未収金の回収対策や体制整備について検討</p>	
<p>③新税の検討</p> <p>新たな行政需要等に対応するため、徹底した歳出削減や歳入確保を行ったうえで、なお、その行政需要等に応えられない場合には、必要な財源対策として、新たな法定外目的税、超過課税の導入についても検討していきます。</p> <p>ただし、導入を検討する場合でも、九州各県と共同での研究や県民の意見を踏まえて行うなど、慎重に行っていきます。</p> <p>○新税の検討状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税（平成17年度から九州各県と一斉導入） ・森林保全に関する税（現在導入を検討中） <p>■実施年度：随時検討</p>	総務部 (全庁)
<p>④使用料・手数料の見直し</p> <p>使用料・手数料については、受益の度合いに応じた適正な負担を求めるために、その費用や受益に見合った見直しを行います。</p> <p>また、減免措置等を行っている場合は、その必要性や減免率などについても検証し、見直しを行います。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	総務部 (全庁)
<p>⑤未利用資産の売却促進と有効活用</p> <p>未利用資産については、民間のノウハウも活用しながら、引き続き、売却による処分を積極的に行っていきます。</p> <p>また、売却処分に時間を要すると見込まれる場合は、有効活用の観点から賃貸などについて検討し、収入の確保を図っていきます。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	全庁
<p>⑥企業誘致への積極的な取り組み</p> <p>企業誘致を目的とする未売却地については、土地の賃貸制度の活用を促進するとともに、誘致支援制度の充実などにより、積極的に企業誘致に取り組んでいきます。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	商工労働部

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>⑦未収金の適正な管理</p> <p>未収金については、市町や関係機関との共同・連携などにより、早期回収に努めるなど、引き続き、適正な債権管理を行っていきます。</p> <p>■実施年度：毎年度</p>	全庁
<p>⑧広告料収入の導入検討</p> <p>新たな自主財源の確保対策として、県の広報媒体などに広告を掲載し、収入を確保することを検討します。</p> <p>■実施年度：期間中に検討</p>	政策調整局 (全庁)

(4) 公営企業の見直し

- 公営企業は常に企業の経済性を発揮することとされており、収益性を考慮しながら、県民ニーズや社会情勢を踏まえて、事業内容や組織、定数などを見直し、経営健全化に努めていきます。

※本県の公営企業

交通事業、病院事業、港湾整備事業、長崎魚市場、港湾施設整備、流域下水道の6事業

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>①交通事業の経営健全化</p> <p>中期経営計画（平成15～19年度）や平成17年度に新たに取まとめた収支改善策に基づき、一層の経営健全化に取り組んでいきます。</p> <p>経営健全化に当たっては、不採算路線のあり方の検討や定員管理や給与の適正化による総人件費の抑制などを踏まえて取り組んでいきます</p> <p>■実施年度：～19年度</p>	交通局
<p>②交通事業のあり方の検討</p> <p>中期経営計画の最終年度である平成19年度に収支改善が達成できなかった場合は、「県営交通事業のあり方に関する方針」（平成16年2月策定）に掲げられている経営改善の項目を見直すなど、以後の交通事業のあり方について抜本的な検討を行います。</p> <p>■実施年度：20年度以降に検討</p>	交通局

具体的な取り組み項目と内容	所管部局
<p>③ 病院事業の経営健全化</p> <p>「県立病院改革の基本方針」に基づく新たな運営計画（平成18～22年度）により、医業収益の拡大、経費節減、給与の適正化、一般会計繰入金の見直しを柱として、一層の経営健全化に取り組んでいきます。</p> <p>なお、県立病院改革に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院改革の県民への十分な説明と職員の意識改革 ・ 時代にあった組織体制の整備 ・ 給食業務の完全民間委託の早期実現 <p>なども踏まえて取り組んでいきます。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	病院局
<p>④ 島原病院のあり方の検討</p> <p>経営状況、地域の医療ニーズ、県立病院としての役割などを踏まえて、島原病院のあり方を検討します。</p> <p>■ 実施年度：18年度</p>	病院局
<p>⑤ 港湾整備事業の企業会計としてのあり方の検討</p> <p>現在、新たな造成事業には着手していないことから、今後の企業会計としてのあり方を検討します。</p> <p>■ 実施年度：期間中に検討</p>	水産部 土木部
<p>⑥ 港湾整備事業、長崎魚市場、港湾施設整備、流域下水道の経営健全化</p> <p>経営の効率化に努め、経営健全化に取り組んでいきます。</p> <p>■ 実施年度：毎年度</p>	水産部 土木部